

# 障害福祉関係ニュース 平成28年度2号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算335号  
(平成28年5月11日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル内  
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428  
E-MAIL: [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp)

平成28年4月14日以降、熊本県で発生した地震の被害により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

## ◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

### Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- |   |  |        |
|---|--|--------|
| 1 | 平成28年熊本地震にかかわる義援金のご協力について (お願い)                          | …P. 1  |
| 2 | 「平成28年熊本地震」に関する厚生労働省からの連絡事項について                          | …P. 2  |
| 3 | 社会福祉法人制度改革に関する動向について                                     | …P. 8  |
| 4 | 平成28年度「社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座」受講者募集のご案内 (会計入門研修会を新設)     | …P. 20 |
| 5 | 丸紅基金「2016年度(第42回)社会福祉助成金」申込募集開始のお知らせ<br>～5月31日まで受付けています～ | …P. 21 |

### Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

#### 1. 平成28年熊本地震にかかわる義援金のご協力について (お願い)

平成28年4月14日以降に熊本、大分で発生している大規模な地震により現地の福祉施設関係にも大きな被害が出ています。

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では4月19日に会長会議を開催し、各種別協議会等との協働のうえ、被災施設を支援するため、現在、全国の福祉関係者を対象に義援金を募集しています。特段のご協力をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

##### (1) 募集期間

平成28年4月21日(木)～平成28年5月31日(火)

(2) 送金口座

①三井住友銀行 東京公務部 (096) 普通 0167239

〔口座名義〕 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
社会福祉施設協議会連絡会 (義援金口)

② ゆうちょ 銀行 振替口座 00170-3-708194

〔口座名義〕 全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口

※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

(3) 義援金の使途

義援金は現地支援活動費に充当せず、被災地の福祉施設の見舞金として全額送るものとする。

(4) 義援金の配分方法

義援金の配分方法については、別途、社会福祉施設協議会連絡会「会長会議」において検討する。

(5) 問合せ先

全国社会福祉協議会 法人振興部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928

E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

## 2. 「平成28年熊本地震」に関する厚生労働省からの連絡事項について

平成28年熊本地震に関連して以下の内容の情報提供の依頼が厚生労働省（障害福祉課）よりありました。

(1) 平成28年熊本地震により被災した障害者等への対応について

厚生労働省より、平成28年4月18日付事務連絡により「平成28年熊本地震」にかかる被災地域にある障害福祉サービス等事業所の被災状況及び従事者の不足状況等の把握に加え、被災した障害者等の受入れ、被災地域にある事業所への職員の派遣体制及び物資等（水、食料、おむつ等）の確保についての必要な対応がとれるような準備を、障害関係団体に依頼する通知が出されました。

(2) 平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について

厚生労働省は「平成28年熊本地震」にかかる被災地における介護職員等の不足に備え、社会福祉施設等からの介護職員等の派遣協力について、平成28年4月22日付事務連絡により、熊本県及び熊本市を除く各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（以下、各都道府県）宛に発出しました。

その後、各都道府県においては、各県内の社会福祉施設等に対し、介護職員等の派遣の協力依頼とその調整が図られています。

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口9県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの介護職員派遣支援を先行して進められておりました。今後も同様の必要な対応が順次図られてまいりますので、新たな動きが生じ次第、情報提供いたします。

### (3) 平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について

厚生労働省は平成28年熊本地震に被災した障害者等に対する支給決定等について平成28年4月25日付事務連絡により、各都道府県、指定都市、中核市民生主管部宛に発出しました。

今回の熊本地震を受けて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支給決定に関して、介護給付費・訓練等給付費の取扱いについてまとめられたものです。

支給決定については、被災された方は障害福祉サービス等を利用される際に、①受給者証の提示がなくてもサービスを提供できること、②利用者負担の免除や支払いの猶予があること、③新規の支給決定や支給決定の変更は簡便な手続きで受けられること、などが説明されています。

介護給付費・訓練等給付費の取扱いについては、事務連絡の別添資料（「平成28年熊本地震に伴う介護給付費等（療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。）の取扱いについて」）の中で、疑義解釈が示されています。以下にその全文を掲載していますのでご参照ください。

#### 平成28年熊本地震に伴う介護給付費等

#### （療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。）の取扱いについて

※ \_\_\_\_\_ は事務局による追記

1. 平成28年熊本地震による災害発生に伴い、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設、障害児通所支援及び障害児入所施設において定員を超過して被災障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か。

#### 【答】

定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。また、共同生活援助において、被災障害者等を受け入れたことにより大規模住居に該当することとなった場合についても、大規模住居減算を適用しない取扱いが可能である。

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

#### 【答】

減額措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の（派遣前の配置人数に基づく）報酬の算定を可能とする。

3. 避難所において居宅サービスを受けた場合、介護給付費等が算定できるのか。

【答】

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（平成27年1月15日付け厚生労働省・社会局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）において連絡したとおり、避難所等で生活している者に対して居宅サービスを提供した場合、介護給付費等の算定が可能である。

4. 被災等のために障害者支援施設、グループホーム等の入所者等が、一時的に別の障害者支援施設、グループホーム等に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

【答】

被災等のため、別の施設等の定員を超過するなどして、入所等した場合は、避難先の施設等において介護給付費等を請求する取扱いとなる。

仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合においては、避難前の施設等において介護給付費等を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。

5. 被災等のために障害者支援施設、共同生活援助等の入所者が、一時的に別の医療機関に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

【答】

一時避難であれば、従前（避難前）の介護給付費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、介護給付費等を支払うなどの取扱いとされたい。

6. 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合、従前どおり介護給付費等を請求できるか。

【答】

施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求することは可能である。

なお、施設等の入所者等の中には医療必要度の高い方もいることが想定されるため、できるだけ、適切なサービスを提供できるよう受入れ先等の確保に努めていただきたい。

7. 障害福祉サービス事業所等が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を介護給付費等として請求することは可能か。

【答】

障害福祉サービス事業所等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設障害福祉サービス事業所等において提供するサービスと、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、介護給付費等として請求することが可能である。

8. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

【答】

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、日中活動サービス事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

9. 居宅介護等の特定事業所加算の算定要件である、定期的な会議の開催等やサービス提供前の文書等による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱い如何。

**【答】**

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

10. 平成28年熊本地震の影響により、サービス提供量が増加した場合等の特定事業所加算に関する割合の計算方法及び居宅介護等のサービス提供責任者の配置基準の取扱い如何。

**【答】**

今般の被災等の影響により、介護職員等の増員や新規入所者の受入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算を有資格者割合や重度障害者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出する取扱いを可能とする。

詳細については下記URLを参照ください。

**[厚労省]ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 災害 > 平成28年熊本地震関連情報 > 関係通知等 > 平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について**

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122932.pdf>

**(4) 平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」**

厚生労働省は平成28年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて平成28年4月28日付事務連絡により、下記のとおり各都道府県、指定都市、中核市民生主管部宛に発出しました。

**1 社会福祉施設等への派遣**

(1) 費用支弁対象について

**【ア 人件費】**

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることとなります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

**【イ 旅費等】**

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

【ア 人件費】

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、「派遣元施設」という。）が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

【イ 旅費等】

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

(1) 費用支弁対象について

【ア 人件費】

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

【イ 旅費等】

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等へ入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いいたします。

また、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している場合については、その場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

### 3 その他

福祉避難所として避難者(社会福祉施設等の入所者は除く。)を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うこととなります。

#### (5) 平成28年熊本地震による高齢者や障害者等を対象とした緊急福祉避難所のご案内

厚生労働省はご自宅が損壊するなどして、避難所などで生活されている方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮が必要な方と、その介助者に対し、旅館やホテルなどを緊急避難所として紹介しています。

下記記載の各市町村の相談窓口より申込みの手続きがなされることとなっており、関係情報としてお伝えいたします。

#### 熊本県での対応

##### [費用]

無料

##### [提供内容]

宿泊施設、食事、入浴（※専門的な介護、特別な配慮を必要とする食事の提供は除きます。）

##### [対象者]

ご自宅が損壊するなどして、避難所などで生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方と、その介助者

##### [提供内容]

応急仮設住宅などの整備によって、避難所として利用する必要がなくなるまでの期間

##### [熊本県内各市町村相談窓口]

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ○熊本市健康福祉政策課：096-328-2340  | ○八代市健康福祉政策課：0965-33-4003 |
| ○人吉市企画課：0966-22-2111      | ○荒尾市福祉課：0968-63-1406     |
| ○水俣市福祉課：0966-61-1640      | ○玉名市総合福祉課：0968-75-1121   |
| ○天草市健康福祉政策課：0969-23-1111  | ○山鹿市環境課：0968-43-7211     |
| ○菊池市福祉課：0968-25-7213      | ○上天草市福祉課：0969-28-3381    |
| ○宇城市高齢介護課：0964-32-1406    | ○阿蘇市市民部福祉課：0967-22-3167  |
| ○合志市健康づくり推進課：096-242-1183 | ○美里町福祉課：0964-47-1116     |
| ○玉東町町民福祉課：0968-85-3183    | ○和水町総務課：0968-86-3111     |
| ○南関町税務住民課：0968-57-8579    | ○長洲町総務課：0968-78-3111     |
| ○大津町福祉課：096-293-3510      | ○菊陽町環境生活課：096-232-2114   |
| ○南小国町企画観光課：0967-67-1112   | ○小国町住民課：0967-46-2115     |
| ○産山村健康福祉課：0967-25-2212    | ○高森町住民福祉課：0967-62-1111   |
| ○西原村住民課：096-279-4389      | ○御船町福祉課：096-282-1342     |

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ○嘉島町町民課：096-237-1111   | ○甲佐町福祉課：096-234-1114     |
| ○山都町健康福祉課：0967-72-1229 | ○氷川町健康福祉課：0965-52-5852   |
| ○芦北町住民生活課：0966-82-2511 | ○あさぎり町生活福祉課：0966-45-7214 |
| ○錦町住民福祉課：0966-38-1112  | ○湯前町保健福祉課：0966-43-4112   |
| ○多良木町町総務課：0966-42-6111 | ○相良村保健福祉課：0966-35-1032   |
| ○五木村保健福祉課：0966-37-2214 | ○山江村健康福祉課：0966-24-1700   |
| ○球磨村住民福祉課：0966-32-1112 |                          |

※避難所が設置されていない一部の市町村は掲載していません。

宇土市、益城町、南阿蘇村：熊本県業務衛生課：096-333-2245

### 3. 社会福祉法人制度改革に関する動向について

平成28年3月31日(木)の衆議院本会議において可決・成立し、平成28年4月1日より施行された改正社会福祉法(「社会福祉法等の一部を改正する法律」)について現在、政省令等の発令に向け、社会保障審議会福祉部会や社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会で詳細な議論が進んでおります。今回はこれまでの動向も含め、関係情報の一連のご紹介を行います。

#### ①社会保障審議会福祉部会(第16回)が開催される

～改正社会福祉法の平成29年4月施行事項の協議が始まる～

4月19日(火)に社会保障審議会福祉部会(部会長：田中滋慶應義塾大学名誉教授)の第16回が開催されました。

今回の部会では、改正法の国会における審議経過、同法の平成28年4月施行事項についての報告に加えて、平成29年4月施行事項についての協議が行われました。今後の主な検討課題として、「評議員会の員数に係る経過措置」「会計監査人の設置法人」「控除対象財産の算定方法」「地域協議会」の4点があげられました。

下記に検討課題とされた4点について示された内容(配布資料からの抜粋)と、委員からの主な意見や質疑、それに対する事務局(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)からの回答をまとめていますので、ご参照ください。

##### (1) 評議員会の員数に係る経過措置

≪評議員会の員数に係る経過措置≫

(資料より抜粋)

一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間、評議員の数について4人以上とすることとしているが、この事業規模をどうするか。

##### ■改正社会福祉法(附則)第十条

この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であって、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定(※)の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

(※)「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」と規定されている。

評議員数の経過措置の対象とする事業規模を検討するうえでの参考として、資料の中にはサービス



活動収益階層ごとの法人数をまとめたもの（以下参照）もございました。障害者福祉事業のみを経営する法人については、全体に比べて収益1億円以下の規模の小さな法人の割合が高い状況にあります。対象法人（注）全体では22.4%、障害福祉事業のみ法人では37.2%です。

【サービス活動収益階層ごとの法人数】（資料より抜粋）

サービス 活動収益計	対象法人 (13,318法人) (注)			内 障害者福祉事業のみ (1,161法人)		
	法人数累計 (割合)	定員数 (平均)	箇所数 (平均)	法人数累計 (割合)	定員数 (平均)	箇所数 (平均)
1億円以下	2,984法人 (22.4%)	62	2.1	432法人 (37.2%)	33	2.0
2億円以下	6,666法人 (50.1%)	100	2.6	705法人 (60.7%)	60	3.8
3億円以下	8,262法人 (62.0%)	139	4.1	879法人 (75.7%)	93	4.9
4億円以下	9,374法人 (70.4%)	141	5.0	978法人 (84.2%)	106	5.5
5億円以下	10,293法人 (77.3%)	160	5.4	1,037法人 (89.3%)	130	5.6
6億円以下	10,984法人 (82.5%)	192	6.8	1,068法人 (92.0%)	170	9.5
7億円以下	11,456法人 (86.0%)	222	7.9	1,093法人 (94.1%)	200	9.2
8億円以下	11,790法人 (88.5%)	240	8.9	1,108法人 (95.4%)	232	10.9
9億円以下	12,061法人 (90.6%)	291	9.6	1,119法人 (96.4%)	239	10.2
10億円以下	12,258法人 (92.0%)	311	10.1	1,125法人 (96.9%)	256	11.8

(注) 各所轄庁に対して届け出た現況報告書等を収集し、事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。全法人（20,067法人）の内、集計・分析のできた13,318法人を指す。

<主な意見（事務局整理）>

- 評議員にふさわしい「識見を有する者」を選任するには、役員等になることができない「特殊な関係者」から社会福祉法人役員等を除くことも含めて再考する必要がある。経過措置については3年間という有期のことでもあるので、選任に資する方策を講じることの方がより重要である。
  - ⇒（厚労省）「特殊な関係者」については今後検討する。評議員会にとってはガバナンスが働くことが大事であり、ガバナンスが機能しない関係者は不可ということである。「識見を有する者」は、社会福祉法人経営に精通している方が考えられるので、他の事業者から入っていただくことは検討して良いと考える。
- 3年間の経過措置があるとしてもその後は7人以上としなければならない。経営している施設の箇所数というよりも、一定の事業規模でとらえた方がよい。地域によっては評議員の対象者を確保することが難しく、対象者がいても就任してもらえないとは限らない。評議員を兼任することなどの考慮が必要ではないか。
- 評議員の位置付けが諮問機関から議決機関に変わったが、評議員会が行うことは限定されている。評議員会は、理事会と同一開催で同じ内容を協議するのではなく、年1～2回程度の開催になると理解すると、新しい事業を始める度に定款変更が必要とされ、その度評議員会の開催が必要なのか。評議員としてふさわしい候補者の例示も必要ではないか。
  - ⇒（厚労省）事業については定款で示し、評議員会で承認する必要がある、一定回数開催することは遂行していただかなければならないが、省力化できるところはしていきたい。また、評議員の候補者の例については、法人の自治に委ねられるが、限定列举ではなく、幅広くお示しすることを考えている。

- 小規模法人の範囲については、就労支援事業の生産活動に伴う事業収益は取り除いて判定していただきたい。
- 評議員の候補選定については、法的には示さないということだが、指導監査する立場からは、当該地域に多くの人材がおらず、多くの人重なって就任するという想定も懸念としてある。

(2) 会計監査人の設置法人

《会計監査人の設置法人》 (資料より抜粋)  
 一定の事業規模を超える法人に会計監査人の設置を義務付けているが、この事業規模をどうするか。

■改正社会福祉法 (会計監査人の設置義務) 第三十七条  
 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項(※)において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。(※)清算法人における監事の規定

◆福祉部会報告書  
**【会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲】**  
 会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査に対応できる事務処理の態勢と監査費用の負担能力、所轄庁の監査との役割分担等を考慮し、以下の要件のいずれかに該当する法人とすることが適当である。

①収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人(当初は10億円以上の法人とし、段階的に対象範囲を拡大)

②負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人

会計監査人の設置を義務付ける法人の対象とする事業規模を検討するうえでの参考として、資料の中には、9億円以上のサービス活動収益階層ごとの法人数をまとめたもの(以下参照)もありました。

対象法人数の中の収益10億円以上の法人数は763(8.0%)、障害福祉事業のみを経営する法人に限定すれば29法人です。

**【会計監査人の設置規模について】**(資料より抜粋)

収益	対象法人数	法人数 (累計)	対象法人に対する割合	障害者福祉事業のみ法人数	定員数(1法人当たりの平均)
100億円以上	12	12	0.1%	0	1,811
90億円以上	5	17	0.1%	0	1,335
80億円以上	3	20	0.2%	0	1,277
70億円以上	2	22	0.2%	0	1,997
60億円以上	6	28	0.2%	1	1,003
50億円以上	24	52	0.4%	0	916
40億円以上	34	86	0.6%	0	1,128
30億円以上	50	136	1.0%	0	888
20億円以上	161	297	2.2%	6	645
10億円以上	763	1,060(注)	8.0%	29	401
9億円以上	197	1,257	9.4%	6	311

(注) 収益10億円以上の法人のほかに負債20億円以上の法人を加えた場合は、1,086法人(対象法人数の13,318法人ベースで8.2%)となる

<主な意見（事務局整理）>

- 措置施設では、措置費の使途が非常に厳しく制限されており、虐待予防の活動等公益事業に使ってはならない、職員もそちらに回してはならないと監査で指摘される。会計監査人の費用をどこから出すのか。措置費の弾力的な運用の整理を検討してほしい。
  - ⇒（厚労省）措置施設における会計監査人の設置に関する費用の法人負担について、公益事業における措置費の使い方については、今でもある程度は対応できる仕組みとなっているので、その点を踏まえ、今後、検討していきたい。
- 社会福祉法人の実態に応じた監査範囲が明確になるよう検討していただきたい。なお、評議員数の経過措置の対象法人の判定と同様に、就労支援事業の生産活動に伴う事業収益は取り除いて判定していただきたい。
- 社会福祉法人の会計監査人による監査は、投資家保護を目的とする金融商品取引法監査、株主や債権者保護を目的とする会社法監査とは異なる実施範囲・内容で行われるべきであり、社会福祉法人の性格や事業目的に合致したものにする必要がある。
  - 会計監査人の設置を要しない法人も、正しい会計処理、計算書類の作成ができるようにする必要があり、そのためには会計の専門家の指導・支援を受けることができるようにした方が良い。監事の一人である会計専門家から指導ができるようにするなど、監査を実効のあるものにしていく取り組みが必要となる。
- そもそも改革が事業面の透明性、ガバナンスの向上を目的としているので、児童福祉分野の事情は理解できるが、改革の本筋としては、先ず収益10億円、負債20億円を一定の水準として取り組み、社会に対して社会福祉法人も変わったということを見せていくことが必要ではないか。
- 公益社団法人・公益財団法人と比べると、収益10億円以上という基準については少々厳しいのではないか。対象法人が全体の4分の1程度となる5億円まで段階的に範囲を広げることが国民の信頼を獲得するためには必要であろうが、一方で会計監査人の監査については、社会福祉法人の実態にあわせてその範囲等の検討をしていくことが大切なことである。監査にかかる運営費コストの補助について考慮することも必要ではないか。
- 「会計監査人」といっても、企業と社会福祉法人ではあり方が異なるのではないか。社会福祉法人において粉飾して利益を多く出すというインセンティブはなく、人員が不十分、あるいは複雑な社会福祉法人会計のためにミスが起こるといった問題もある。きちんと会計が出来るように支援していくことも必要ではないか。
  - 社会福祉法人の会計監査の業務内容をまず分析し、それを担う専門家がどのくらいいるのか、地域性もふまえて確認する必要があるのではないか。
  - ⇒（厚労省）収益10億円以上、負債20億円以上の議論は、公認会計士制度を導入するにあたり、法人の事務体制がキーとなり複数事業を行っている法人ということから議論が始まったと認識しており、外部評価とはリンクしていない。会計制度は歴史もあり、株式会社だけではなく、会計を通してガバナンスを把握し、外部にも見せていくことが必要である。社会福祉法人制度改革においては、経営の自立性や透明性を考えると、基本的な考え方としては企業と同様と考える。ただし、企業と社会福祉法人では視点が異なるため、専門的な見地から検討が必要であり、別途検討会（次項参照）を設けて議論することとしている。
- 法人の会計は住民・国民の信頼を得るために絶対に必須である。企業ならば投資家がおき、社会福祉法人ならば住民や国民が出資者である。住民や国民の信頼を得るために会計をきちんとすること

が上位概念である。その手段として、一部の法人に対しては会計監査人を設置することとし、それ以外の法人には帳簿をしっかりと記入できるように指導することが重要と考える。そのための費用をどうするかであるが、費用が出せないから会計はしっかり行わなくてよいという考えは成り立たない。監査のための費用、指導のあり方、監査の方法については、下位概念ではないか。

### (3) 控除対象財産の算定方法

《控除対象財産の算定方法》

(資料より抜粋)

いわゆる控除対象財産の算定方法をどうするか。

#### ① 社会福祉法に基づく事業等に活用している不動産等

(算出方法)

(1) 財産目録から、現に社会福祉事業等に活用している財産を判定(判定にあたっては、通知等の一定の基準を示す)

(2) 対応する負債等の重複を控除する

#### ② 固定資産の再取得に必要な財産

(算出方法)

再取得費用 = (減価償却累計額 × 建設単価上昇率) × 一般的な自己資金比率 + α (修繕等)

### ◆福祉部会報告書

#### 【内部留保の明確化】

控除対象財産額は、

①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等(土地、建物、設備等)

②現在の事業の再生産に必要な財産(建替、大規模修繕に必要な自己資金)

③必要な運転資金(事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応)を基本に算定することが考えられる。

これらは、内部留保を的確に明確化するに当たっての要となる部分であるので、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する必要がある。

### <主な意見(事務局整理)>

○算出方法には、経営の継続性と、誰が見てもわかりやすい簡便性、経営に中立であるかが重要である。今回の資料にある算出方法案は、常に同じ施設を建て替えることを前提とした考え方であるが、それはどうなのか。資金調達時基準、施設更新基準などいろいろな基準を出して、メリット・デメリットを示し、そのうえで案を出してはどうか。

○施設整備を全額自己負担とし、補助金を受けない場合を念頭においた算定方法を検討いただきたい。

○控除対象財産の算定にあたっては、固定資産の再取得を含め、各法人の主体性や自律性、継続性を棄損しない算定方法とし、地域差、実施事業等の実情を十分に反映し得る仕組みにして、法人自らがこういう事例に取り組みたいという見通しが可能となる算定方法としてほしい。

### (4) 地域協議会

《地域協議会》

(資料より抜粋)

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成にあたって、「地域協議会」等の意見を聞くこととされているが、この地域協議会については、どのような形とするのが適当か。

●「地域協議会」の具体例

〔開催の主体〕

○所轄庁が地域の実情に応じて判断することとなるが、以下のような例が想定される。

(例1) 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会等を活用して開催

(例2) 生活支援体制整備事業における協議体(介護保険制度)等の既存の協議会を活用し、委員に他の福祉分野の有識者を追加するなどして開催するケース

〔構成メンバー〕

○地域協議会の構成メンバーとしては以下のような者が想定される。

・福祉各分野のサービスにおいて地域のニーズの把握や行政計画の策定・サービス内容の決定等の役割を持つ会議体(市町村単位)の関係者

※各種協議会、地域包括支援センター、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法)等

- ・学識経験者
- ・保健医療福祉関係者
- ・民生委員・児童委員
- ・サービスを受ける立場の住民(子育て世帯、高齢者、障害者等)
- ・市町村、都道府県(各福祉サービス等所管部局)
- ・社会福祉協議会

<主な意見>

○「地域に実情に応じて」という点は、市町村としてはありがたい。市町村や都道府県をまたぐ場合について、ルールを示していただきたい。

⇒(厚労省) 具体的なことは検討中である。所轄庁が中心になって構成していくことが基本と考えるが、身近な地域ということで、都道府県という所轄庁にとられるのではなく市町村も一つ考えられる。柔軟な仕組みに出来るように考えている。

○所轄庁の関与のタイミングについて教えてほしい。

⇒(厚労省) 公認会計士・税理士の確認、定時評議員会の承認の後に、所轄庁の承認の流れとなる。

○所轄庁が予備調査から社会福祉充実残額があると試算される法人があった場合、所轄庁から地域協議会の開催の申し入れが必要なのではないか。どの地域でいくつの地域協議会をつくるかを検討できるよう、スケジュール資料に盛り込み各自自治体がイメージしやすいようにすべきではないか。

⇒(厚労省) 社会福祉充実残額の規模等を含め詳細な検討が進んだタイミングで、スケジュールについても示していきたい。

○地域協議会の例示として社協が上がっているが、社協と社会福祉法人の信頼関係がない地域もあるのではないか。これを機に、改めて連携関係をつくるためにも、都道府県の意見収集なども必要ではないか。

●その他

今後の主な検討課題として示された(1)～(4)の内、(3)「控除対象財産の算定方法」については、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を設置し、別途検討する旨の説明がありました。同検討会は4月から7月にかけて4回程度開催され、検討結果が部会に報告されることとなります。4月26日(火)に第1回検討会が開催されており、詳細は次項のとおりです。

次回（第17回）の福祉部会は5月下旬に開催されます。

今後のスケジュールについては、部会の中で事務局（田中社会福祉法人制度改革推進室長）より、「部会での議論を経て、5月・6月を目標に大まかな論点を議論し、それをもって政省令・通知等を発出し自治体・法人への周知を図っていくこととしたい。政省令・通知の正式な手続きに先んじて、決まっているところは6月下旬には事務連絡等で連絡していくこととしたい」との説明がありました。

資料は以下のURLよりご参照ください。

**[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）>第16回社会保障審議会福祉部会 資料**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000121939.html>

**[参考] 社会福祉法等の一部を改正する法律案について**

**[厚生労働省]ホーム>所管の法令等>国会提出法案>第189回国会（常会）提出法律案**

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

※「社会福祉法等の一部を改正する法律案（平成27年4月3日提出）」の箇所に概要の掲載あり

**②改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る「会計監査」「控除対象財産」についての専門的・技術的な検討が開始される  
～社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第1回）が開催される～**

改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る検討が社会保障審議会福祉部会において進められていますが、先述のとおりその中の「会計監査」と「控除対象財産」についての検討項目は、専門的・技術的な検討が必要であることとされ、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を設けて一定の整理を行うこととなりました。

4月26日（火）に第1回検討会が開催され、会計監査に関する検討が行われました。①検討会は7月までに計4回開催し、前半2回は会計監査、後半2回は控除対象財産に関する検討を行うこと、②控除対象財産に関する検討は法人の個々の財務データを取り扱うことからその回の検討会は非公開とすること、③座長は置かずに行進は事務局の資料説明に対して構成員が意見する形で進めることについて、冒頭に事務局（厚生労働省福祉基盤課）から説明がありました。

資料として配布された開催要綱にある検討課題、構成員は以下の通りです。

(資料より抜粋)

**検討課題**

(1) 会計監査等に係る次の①から④に掲げる事項とする。

- ① 会計監査人候補者の選び方
- ② 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）
- ③ 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）
- ④ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

(2) 控除対象財産に係る次の①及び②に掲げる事項とする。

- ① 控除対象財産の算定ルール

② 控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方

**構成員**

柴 毅 (日本公認会計士協会 常務理事)

千葉 正展 (独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター コンサルティンググループリーダー)

松原 由美 (早稲田大学人間科学学術院 准教授 (社会保障審議会福祉部会委員))

山田 尋志 (地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表)

今回(第1回)の検討会では、会計監査に係る(1)会計監査人の候補者の選び方、(2)会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)、(3)会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)についての検討が行われました。

**(1) 会計監査人の候補者の選び方**

監査スケジュール(会計監査人監査にかかるスケジュール)、候補者選定基準(会計監査人候補者の選定について)、予備調査の項目と手続き(予備調査について)の3点について協議されました(括弧内は資料の見出し)。以下、3点についての資料の中で示された例です。

(資料より抜粋)

**1. 会計監査人監査にかかるスケジュール例**

- ① 複数の会計監査人候補者からの提案書、見積書の入手(平成28年7月)
- ② 会計監査人候補者の選定(平成28年8月)
- ③ 予備調査及び改善期間(平成28年9月～)
- ④ 理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議(平成29年5月～6月)
- ⑤ 定時評議員会にて選定(平成29年5月～6月)
- ⑥ 監査契約締結(平成29年6月～7月)

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以降最初に召集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

**2. 会計監査人候補者選定について(選定基準の例)**

(1) 監査実施体制等の評価

- ① 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方(着眼点や重点項目)
- ② 主要な監査手続き及び監査要点
- ③ 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
- ④ 監査スケジュール
- ⑤ 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
- ⑥ 監査の指導的機能に対する考え方
- ⑦ 監査のサポート体制
- ⑧ 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方

(2) 監査費用の評価

- ① 監査報酬見積費用総額
- ② 監査日程の大幅な変更が生じたときの処理方法

(3) 監査実績等の評価

- ① 監査実績
- ② 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績(会計指導、経営支援等)
- ③ 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績
- ④ 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績

⑤ 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関係する部会等への関与実績

(4) 品質管理体制の評価

① 品質管理の体制

② 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれに対して取った措置

※ 上記例は網羅的に示したものであり、各項目については各法人の任意である。

### 3. 予備調査について（項目例、手続き例）

① 法人の概況理解

法人の沿革、業務内容、役員の氏名、役職、取引先関係その他監査のために必要な重要事項について、関係書類等を閲覧し、又は責任者に質問して理解する。

② 理事長と面談

理事長よりガバナンスの考え方、リスクの把握、誠実性、法人運営方針、課題等を聞く。

③ 諸規程の整備状況

法人運営にとって必要な諸規程が適切に整備されているかを確認する。

④ 過去の計算書類等のレビュー、期首残高レビュー

法人の過年度における財政状態、事業活動の状況、資金の状況の概要を把握するため、過年度の計算書類等をレビューする。進行年度の計算書類における期首残高の実在性、網羅性を確認するために質問、関係書類、関係証票との突合を実施する。計算書類等の表示については、社会福祉法人会計の基準に定める様式に従っているかについて確認する。

⑤ 会計方針選択の妥当性

法人が選択している会計方針が社会福祉法人会計基準に準拠したものになっているかについて確認する。

⑥ 内部統制の整備状況

主要な業務プロセスにおける内部統制について質問書又は書類の確認等により整備状況を確認する。

※ 法人は、予備調査において洗い出された課題を改善し、監査対象年度の期首までに監査を受けるために必要な体制を整える必要がある。

特にスケジュールと選考基準例について意見が多く上がり、会計監査人監査のスケジュールについては、構成員から期間の短さを含めた指摘がありました。候補者選定基準については、例示のあった項目の中では法人が評価するのが難しいものもあるのではとの指摘がありました。

<主な意見（事務局による整理）>

#### ① スケジュール

○スケジュール例は、一般的な選定プロセスなのでこの内容で違和感はない。ただ、残念ながら準備期間が短いという印象である。

○スケジュール例では正式な契約は平成29年6～7月とあるが、その前の予備調査も別途契約が必要なのか。一体的に契約をし、予備調査の結果、本監査は引き受けられないとなった場合に解除できるといったことで良いのか。

⇒通常であれば、予備調査と本監査の契約は別である。予備調査でも、その後の改善期間でのフォ



ローが電話で相談を受けるくらいであれば予備調査の一環として対応するだろうが、改善のために研修の講師をしてほしい、改めて改善したこの部分を詳しく見てほしいとなれば、それは予備調査とは別に契約をいただくことになるのではないか。

○先行事例でも1年を超える準備期間が設けられていたことからすると、半年という準備期間は短い。国会情勢で致し方なかった面があるにせよ、この準備期間の短さに対する手当を別途政省令等ですることとはできないのか。

⇒(厚労省)スケジュール例は、設置対象法人を政令で定めることになっており、それとあわせて示せるようにしたい。円滑に実施できるよう工夫はしていきたい。

○会計監査人の設置を義務付ける法人の基準はまだ決定していない。監査の実施範囲もこれから検討である。これでは会計監査に係る費用は不明確なままである。かかる費用が不明確なままでこの短いスケジュールで対応を求めるのは相当厳しくないか。

⇒(厚労省)会計監査人監査の対象となる法人の基準等が決まっていない中での議論は難しいというご指摘は確かにその通りではあるが、国会情勢もありこのような状況になっている面もあり、そこはご理解をお願いしたい。スケジュールについては、(契約締結までのプロセスについては)ここまでの議論でも特に異論はなかったと認識している。

⇒プロセスには予備調査の契約のことも加えた方が良いのではないか。

## ② 選定基準例

○候補者選定基準については、資料にある例は独立行政法人のものを参考に作られていると思うので、違和感はない。

○会計監査人には独立性が求められる。会計監査の実施先となる組織の役職(監事等)に就いている者が会計監査の担当はできないといった何らかのルールがあったはず。会計監査人を引き受けることができないケースがあれば、そのことを社会福祉法人にしっかりと周知した方が良いのではないか。

資料にある選定基準例に「監査の基本方針及び考え方」が上げられているが、依頼先候補となった監査法人がどのような考え方で監査をしようとしているかは、社会福祉法人側がどうやって判断すれば良いのか。実行可能性という点で疑問がある。

⇒先行している民間企業も、何を見て監査人の評価をすれば良いのか苦労しているという実態がある。これは回数を積み重ねていくことで、監査法人側も何を社会福祉法人にアピールをしないとイケないのか、社会福祉法人も何を見ないとイケないのかという相互の理解を高めていくしかないのではないか。

⇒(厚労省)選定基準例は、ご指摘の通り独立行政法人のものをここでは出しているもので、いただいたご意見を踏まえて社会福祉法人に合った内容にしていくこととしたい。

○社会福祉に経営の考え方が入ってきてからまだ日が浅く、せいぜい社会福祉基礎構造改革以降の15年程度である。収益10億円以上の法人の内、そのほとんどは20億円未満である。措置時代の事業をベースに少し事業展開しただけで収益10億円は超えるため、特に20億円未満の法人は、事業規模が大きいのに見えても、経営としては未成熟な部分もあるのではないか。そのことを踏まえると、基準例にある「監査のサポート体制」が非常に重要になってくるのではないか。

## (2) 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

社会福祉法人の会計では、法人全体のみでなくさらに事業区分・拠点区分に分類しそれぞれ計算書類を作成し、拠点区分ごとにサービス区分の内訳(附属明細書)を作成していることから、そのどこ

までを会計監査の実施範囲とするかについて協議が行われました。その範囲に関する考え方の資料(以下参照)が示されました。

(資料より抜粋)

	第1様式まで (法人全体のみ)	第1様式～第4様式 (拠点区分まで)
会計基準との関係	・社会福祉法人会計基準により法人が作成すべき計算書類の一部が監査証明範囲に含まれない。(法人全体の計算書類は拠点区分ごとの計算書類の積み上げであるため、必要に応じて拠点区分ごとの計算書類についても確認の対象となる。)	・社会福祉法人会計基準により法人が作成すべき計算書類と監査証明範囲が一致する。
附属明細書	・法人全体の附属明細書のみが監査証明の対象となり、監査工数が限定的となる。	・法人全体の附属明細書だけでなく、拠点区分ごとの附属明細書も監査証明の対象となることから、監査工数が多くなる。
他制度比較	・他法人制度との監査証明範囲の比較において同等程度である。	・事業区分別、拠点別、サービス区分別の計算書類等が監査証明の対象になる点において監査証明範囲が広がる。
法人負担	・第1様式から第4様式までを監査証明範囲にする場合と比較して、法人側の負担は限定的となる。	・法人内での収入(収益)、支出(費用)の配分方法まで監査証明範囲が及ぶことになり、監査を受ける法人側の負担が大きくなる。

作成が求められる計算書類として、第1様式(法人全体)、第2様式(法人全体の事業区分別)、第3様式(事業区分別)、第4様式(拠点区分)とある中で、第1様式までとする考え方、第1～4様式とする考え方が示されましたが、構成員の意見は第1様式までが妥当との意見で一致しました。そのうえで、範囲を絞ったうえで第4様式(拠点区分)の監査も必要との意見も複数の構成員から上がりました。

<主な意見(事務局による整理)>

- 民間企業では法人単位を実施範囲とするのが基本である。資料にある通り法人全体(第1様式)までを対象とするのが妥当ではないか。  
 一方で、拠点部分についてもそこでの会計プロセスがしっかりしていないと法人単位のもの信頼性もゆらいでしまう。拠点区分も含めて全てをみるのではなく、そこは内部統制がきく仕組みになっているかどうかを見ることで対応していくことになるのではないか。
- 実施範囲については、法人全体(第1様式)までが落としどころではないか。ただ、社会福祉法人の会計では拠点区分からの積み上げとして法人全体のものがあるため、法人全体の財務諸表の信頼性を証明するためには拠点区分の内容も一定見ないといけない。監査の実施範囲イコール証明が必要となる範囲とはならない。全ての拠点を見るのは費用対効果の観点からは現実的ではなく、そこはリスクの高いものに限定してはどうか。引当金、減価償却等はリスクが高い。
- 費用対効果の点で言えば、実施範囲は法人全体(第1様式)までに絞らざるを得ない。営利法人の会計監査で対象にしている部分まで見る必要はない。非営利性に抵触していないかどうか、これに係る部分のみ実施範囲とすれば良いと考える。

- 拠点部分（第4様式）まで踏み込まないと適正かどうか厳密には分からないのは確かである。しかし、現場負担を考えれば法人単位（第1様式）までとするのが現実的である。
- （厚労省）どこまでを実施範囲とするかについては、今回いただいた意見を踏まえて検討していきたい。

### （3）会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）

会計監査は法人の内部統制の存在を前提として実施されるものであることから、会計監査の実施にあたっては内部統制の整備・運用状況についても検討を行うとの考え方が示され、その上で重点監査項目について協議が行われました。

（資料より抜粋）

#### ・業務にかかる内部統制

- ・・・個々の業務プロセスごとのリスクに対応するコントロール  
⇒購買プロセス、在庫管理プロセス、固定資産管理プロセス、人件費プロセス、資金管理プロセス、収益プロセス等のプロセスごとのリスクに対応するもの

#### ・全社的な内部統制（全社統制、IT全般統制、決算・財務報告プロセス）

- ・・・法人全体に影響を及ぼすような基盤となる経営方針や経営判断に関する仕組や体制  
⇒理事会、評議員会及び監事の監視体制や役員及び職員の職務に対する誠実性及び遵法精神などの法人内部の統制環境等

<主な意見（事務局による整理）>

- 一般市における監査はしっかりできていないといった指摘もあるが、不正リスクはこれまで所轄庁による指導監査で一定チェックはできてきたのではないかと。会計監査人監査でも、所轄庁監査が苦手な財務諸表のみでなく不正リスクまでチェックするというのであれば、屋上屋ともとれる。これまでの所轄庁による監査が一定活用できないだろうか。不正リスクという点では、入所施設では利用者の金品の預かりということもしているはずだが、それは財務諸表上に載ってこないものであり、そこはどのようにするのが課題である。
- 社会福祉法人には、人員配置基準や施設整備基準等の厳しいしぼりがある。営利法人のように株価を上げるために利益が上がっているように見せる、課税を逃れるために利益が出ていないように見せるメリットはない。よって、重点項目は、繰り返しになるが非営利性を担保する項目に絞る、公費が私的なポケットに入っているようなことがないかに絞るべきである。
- 所轄庁監査は不正を見つけるには適している面がある。資料に書かれているような内容は、所轄庁監査でも相当見ているのではないかと。重点的に見る必要がある内容は、①現預金の出納、②取引の請求対象者の適正性（特別の関係にある者かどうか等）、③高額の物品の購入の3点ではないかと。所轄庁監査の屋上屋となってしまう部分もあるが、この3点がチェックできれば非営利性の担保は強まるのではないかと。
- 社会福祉法人では民間企業よりは粉飾による社会的リスクが低い。しかし、非営利であるが故の複雑さもあり、だからこそ穴が生じやすいという面もある。
- （厚労省）所轄庁監査が見てきた法令適合性、会計監査人監査でチェックが期待される内部統制については、ご指摘の通り重複する部分はある。重複はありながらもどちらも従来通り実施していく

か、棲み分けを行っていくのかについては今後検討していきたい。次回検討会でも、今回いただいた意見を基に整理して議論していただくようにしたい。

構成員から様々な指摘があった中で、岩井福祉基盤課長より「今回の法改正のポイントは、全ての法人にガバナンスをしっかりとっていただきたい、公費を使っている以上は説明責任を果たすべきだ」というところが大きい。公費を使っているからこそガバナンスが重要であり、そのために公認会計士の力を借りるというのがこれまでの議論の経過である。議論の目的をしっかりとっておかないと見誤ってしまう。ガバナンスという視点でどうか、という点でここでは議論してほしい」との発言がありました。

次回(第2回)は5月17日に開催されます。次回からは税理士も構成員に加わり、「会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法」について協議される予定です。これは法改正事項ではありませんが、社会保障審議会福祉部会報告書の中で提言のあったものです。

今回(第1回)の資料は以下のURLよりご参照ください。

**[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会・援護局(社会)が実施する検討会等>社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会>第1回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123012.html>

#### **4. 平成28年度「社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座」 受講者募集のご案内(会計入門研修会を新設)**

中央福祉学院では、社会福祉法人や社会福祉協議会を取り巻く今日的状況やその果たすべき役割を理解するとともに、組織の経営強化に向けて、「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務等に係る知識・技術を習得し、会計実務の向上を図ることを目的とした標記講座を、8月に開講いたします。

コースは、初級コース・中級コース(社協会計ならびに施設会計)・上級コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択いただけます。

また、本年度より新たに、初級コース受講者のための「会計入門研修会」(2泊3日)を開講いたします。多くの方のご受講をお待ちしております。

[主 催] 全国社会福祉協議会・中央福祉学院

[受講期間] 平成28年8月1日～平成29年1月31日(6ヵ月間)

【通信授業と面接授業を実施します】

[受講対象] 社会福祉協議会ならびに社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務担当者・役職員等

※その他の公益法人等が経営する社会福祉施設・事業所等の役職員行政職員等「新社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を学習したい方の受講も可能です。

[定 員] 500名

[受講料] 36,000円(テキスト・教材費、添削指導料、面接授業料含む)

- [申込期限] 平成28年6月10日(金) (当日消印有効)
- [その他] 初級コース受講者を対象に「会計入門研修会」を開催いたします(受講料15,700円)。
- [問合せ先] 全国社会福祉協議会・中央福祉学院 会計実務講座係  
TEL 046-858-1355 (平日9:30~17:30) FAX 046-858-1356

**【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】**

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>

## 5. 丸紅基金「2016年度(第42回)社会福祉助成金」申込募集開始のお知らせ ～5月31日まで受付けています～

社会福祉法人丸紅基金では、社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う非営利法人の事業を対象とする、2016年度社会福祉助成金の募集を開始しました。

詳細は以下の内容および丸紅基金のWebサイトにてご参照ください。

**【助成金額】** 総額1億円、50件以上

※ 1件あたりの助成金額は原則として上限200万円

**【対象期間】** 平成28年11月から平成29年10月末の期間で実施・完了する事業

**【選考基準】** ・先駆的・開拓的な事業で、社会福祉の充実・向上に波及効果が期待されるもの

・緊急性が高いもの

・社会福祉事業従事者の環境改善・向上に役立つもの 等

**【受付期間】** 平成28年4月15日(金)より同年5月31日(火)まで ※消印有効

**【詳細・申込】** 詳細・申込については以下のWebサイトをご覧ください。

<http://www.marubeni.or.jp/>

**【問合せ先】** 丸紅基金事務局

〒100-8088 東京都千代田区大手町1-4-2 丸紅ビル内

電話: 03-3282-7591・7592 FAX: 03-3282-9541